

# 令和5年度 住民税非課税世帯等支援給付金のご案内

住民税非課税世帯等支援給付金（1世帯あたり3万円）は、令和5年度住民税均等割非課税世帯や予期せず令和5年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額：1世帯あたり3万円

受給権者：対象となる世帯の世帯主

支給方法：受給権者本人の金融機関口座への振り込みとします。

## 給付金の支給手続き

### I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

＜対象世帯＞基準日（令和5年6月1日）において豊橋市の住民基本台帳に記録されている者であって世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

対象となる可能性がある世帯には、給付内容や確認事項が書かれた「住民税非課税世帯等支援給付金支給要件確認書」が届きます。「支給要件確認書」に記載された内容を確認し、**必要事項を記入し、返信用封筒にて返送してください。**

※支給要件確認書が届かない世帯でも、申請によって給付が受けられる場合もあります。

- **確認書提出期限：令和5年10月31日（火）（消印有効）**
- 確認書に記載された口座とは異なる口座へ振り込みを希望される場合及び支給口座欄が空欄の場合は、「本人確認書類（代理人の場合は世帯主の本人確認書類と代理人の本人確認書類）」と「振込先金融機関口座確認書類」を確認書と併せてご提出ください。
- 金融機関口座への振り込みをもって支給決定と代えさせていただきます。

上記「I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯」向け給付に該当しない世帯の場合でも「II 家計急変世帯」向け給付に該当する可能性があります

### II 予期せず令和5年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯） ◎詳細は市ホームページをご確認ください

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から10月までの任意の3か月平均収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（豊橋市の場合）単身の場合：97万円以下、母・子（1人）の場合147.9万円以下

給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書提出期限：令和5年10月31日（火）（当日消印有効）  
必要事項を記入し、添付書類と併せて豊橋市臨時特別給付金事務局へ郵送でご提出ください。

（提出先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市臨時特別給付金事務局あて）

なお、申請書は豊橋市役所に設置のほか、市ホームページに掲載しております。

予期せず収入が減少したわけではないにも関わらず意図的に給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

#### <代理による申請・受給について>

受給権者に代わって確認書の提出又は支給の申請が行えるのは、次のいずれかの方となります。

- ① 令和5年6月1日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- ② 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人など）
- ③ 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で豊橋市長が特に認める者

#### <その他>

- ① 提出期限である令和5年10月31日（火）（当日消印有効）までに提出されない場合は給付金を給付できません（受取りを辞退したものと取り扱います）。
- ② 確認書及び申請書の不備による振替不能が原因で給付ができなかった場合、確認書又は申請書提出期限までに豊橋市が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかった時は、申請は取り下げられたものとします。
- ③ 令和5年度の住民税非課税世帯等への給付金を他の市町村において受給をした・する予定の方は豊橋市で受給できません。
- ④ 住民税が課税される方の扶養を受けている世帯員のみ世帯は受給できません。
- ⑤ 修正申告や校正を行った結果、令和5年度住民税が非課税から課税になった場合等、本給付金の支給対象外となった場合、返還をしていただく必要があります。

#### <お問い合わせ>

豊橋市給付金コールセンター

☎0532-26-2271

受付時間 平日9:00～17:00